

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を 改正する条例案について

障がい者支援課

1 改正の理由及び内容

長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況の把握と中長期的な資産管理を通じた事業運営の安定化を図るため、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するほか、所要の改正を行う。

【主な改正点】

地方公営企業法に規定される条例委任事項について下記のとおり定める。

- ・ 地方公営企業法の財務規定等の適用
- ・ リハビリテーション事業を行う際の経営の基本
- ・ 重要な資産の取得及び処分のうち予算で定めなければならないもの
- ・ 議会の同意を要する賠償責任の免除の額、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領額等
- ・ 業務状況説明書類の作成

2 施行期日

令和5年4月1日